

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年9月9日

【発行者名】 ユナイテッド・アーバン投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 村上 仁志

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー18階

【事務連絡者氏名】 ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社
チーフ・フィナンシャル・オフィサー 夏目 憲一

【電話番号】 03-5402-3189(代表)

【届出の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】
ユナイテッド・アーバン投資法人

【届出の対象とした募集内国投資証券の形態及び金額】
形態：投資証券
発行価額の総額：その他の者に対する割当 1,610,375,875円

安定操作に関する事項 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年8月31日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成27年9月9日開催の本投資法人役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券(新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。)

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(15) 手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(3)【発行数】

<訂正前>

12,065口

(中略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		12,065口	
払込金額		1,940百万円(注)	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 久保 哲也	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	株式会社三井住友銀行 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数 (平成27年7月31日現在)	3,080口
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義します。以下同じです。)の主幹会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注) 払込金額は、平成27年8月19日(水)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

12,065口

(中略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		S M B C 日興証券株式会社	
割当口数		12,065口	
払込金額		1,610,375,875円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 久保 哲也	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	株式会社三井住友銀行 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数 (平成27年7月31日現在)	3,080口
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義します。以下同じです。)の主幹会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

(注)の全文削除

(4) 【発行価額の総額】

< 訂正前 >

1,940百万円

(注) 発行価額の総額は、平成27年8月19日(水)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

< 訂正後 >

1,610,375,875円

(注)の全文削除

(5) 【発行価格】

< 訂正前 >

未定

(注) 発行価格は、平成27年9月9日(水)から平成27年9月11日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に一般募集において決定される発行価額と同一の価格とします。

< 訂正後 >

133,475円

(注)の全文削除

(15) 【手取金の使途】

< 訂正前 >

本第三者割当における手取金上限(1,940百万円)については、「クオーツタワー(建物)」(注1)の取得(取得予定価格1,165百万円、平成27年11月13日(金)付で取得予定)及びその取得費用に充当する他、将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有する。以下同じです。)の取得資金又は有利子負債の返済資金の一部に充当します。

なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金(15,279百万円)については、第一に、本投資法人が新たに取得する特定資産である「UURコート志木」(注1)の取得(取得予定価格2,730百万円、平成27年9月18日(金)付で取得予定)及び「Luz湘南辻堂」(注1)の取得(取得予定価格3,938百万円、平成27年9月30日(水)付で取得予定)並びにそれらの取得費用に充当し、第二に、本投資法人が平成27年6月30日(火)付で取得した特定資産である「クオーツタワー(土地)」(注1)、並びに本書の日付と同日付けで取得した特定資産である「東横イン川崎駅前市役所通」(注1)、「東横イン広島平和大通」(注1)及び「東横イン那覇国際通り美栄橋駅」(注1)の合計4物件の取得価格(10,048百万円)及びそれらの取得に係る諸費用として手元資金を拠出したことによる手元資金減少分の一部を補うものとして手元資金に充当します。残余があれば、上記本第三者割当における手取金上限と併せて、「クオーツタワー(建物)」(注1)の取得(取得予定価格1,165百万円、平成27年11月13日(金)付で取得予定)及びその取得費用に充当する他、将来の特定資産の取得資金又は有利子負債の返済資金の一部に充当します。

(注1) 当該各物件の詳細については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2. 投資主利益の最大化に向けて(1)本募集について」及び後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 6. 投資対象 (2)新規取得9物件の個別の概要」をご参照ください。

(注2) 上記の手取金は、平成27年8月19日(水)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本第三者割当における手取金上限(1,610,375,875円)については、「クオーツタワー(建物)」(注1)の取得(取得予定価格1,165百万円、平成27年11月13日(金)付で取得予定)及びその取得費用に充当する他、将来の特定資産(投信法第2条第1項における意味を有する。以下同じです。)の取得資金又は有利子負債の返済資金の一部に充当します。

なお、本第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金(12,680,125,000円)については、第一に、本投資法人が新たに取得する特定資産である「UURコート志木」(注1)の取得(取得予定価格2,730百万円、平成27年9月18日(金)付で取得予定)及び「Luz湘南辻堂」(注1)の取得(取得予定価格3,938百万円、平成27年9月30日(水)付で取得予定)並びにそれらの取得費用に充当し、第二に、本投資法人が平成27年6月30日(火)付で取得した特定資産である「クオーツタワー(土地)」(注1)、並びに本書の日付と同日付けで取得した特定資産である「東横イン川崎駅前市役所通」(注1)、「東横イン広島平和大通」(注1)及び「東横イン那覇国際通り美栄橋駅」(注1)の合計4物件の取得価格(10,048百万円)及びそれらの取得に係る諸費用として手元資金を拠出したことによる手元資金減少分の一部を補うものとして手元資金に充当します。残余があれば、上記本第三者割当における手取金上限と併せて、「クオーツタワー(建物)」(注1)の取得(取得予定価格1,165百万円、平成27年11月13日(金)付で取得予定)及びその取得費用に充当する他、将来の特定資産の取得資金又は有利子負債の返済資金の一部に充当します。

(注1)当該各物件の詳細については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2.投資主利益の最大化に向けて(1)本募集について」及び後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 6.投資対象 (2)新規取得9物件の個別の概要」をご参照ください。

(注2)の全文削除

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は、平成27年8月31日（月）開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口95,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案したうえで、S M B C日興証券株式会社が本投資法人の投資主である丸紅株式会社及びジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）から12,065口を上限として借り入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が丸紅株式会社及び本資産運用会社より借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、S M B C日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本第三者割当の払込期日の3営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。S M B C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は、平成27年8月31日（月）開催の本投資法人役員会において、本第三者割当とは別に、本投資口95,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、S M B C日興証券株式会社が本投資法人の投資主である丸紅株式会社及びジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）から借り入れる本投資口12,065口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社が丸紅株式会社及び本資産運用会社より借り入れた本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の返還に必要な本投資口を取得させるために行われます。

また、S M B C日興証券株式会社は、平成27年9月12日（土）から平成27年10月9日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。S M B C日興証券株式会社がシンジケートカバー取引により買付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、S M B C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）